一般相談支援事業について

集計期間 : 平成28年4月から12月

対象事業所:委託相談支援事業所

①相談人数

	障がい児							障がい者								
	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	その他	合計	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	その他	合計
ハートランド	18	4	3	7	6	0	0	38	251	23	7	5	0	0	0	286
サンフレンド	1	2	56	1	3	0	1	64	12	2	162	20	4	0	9	209
本庄プラザ	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	16	376	20	0	2	446
ふれあい総合相談支援センター	20	4	58	2	29	0	0	113	102	21	112	216	12	4	24	491
合計	39	10	117	10	38	0	1	215	388	46	297	617	36	13	35	1,432

②支援方法

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援 会議	関係機関	その他	合計
ハートランド	86	124	9	749	0	2	66	37	1,073
サンフレンド	81	46	16	663	6	29	147	0	988
本庄プラザ	236	206	39	1,309	13	15	656	0	2,474
ふれあい総合相談支援センター	281	184	160	656	0	42	1,261	43	2,627
合計	684	560	224	3,377	19	88	2,130	80	7,162

③支援内容

	II .	障がいや病状の 理解に関する 支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情 緒安定に関する 支援	保育・教育に関 する支援	家族関係・人間 関係に関する 支援	
ハートランド	638	27	82	31	21	6	
サンフレンド	490	12	78	51	24	43	
本庄プラザ	476	253	231	731	0	174	
ふれあい総合相談支援センター	1,226	103	408	114	48	251	
合計	2,830	395	799	927	93	474	
	家計・経済に関 する支援	生活技術に関する支援	就労に関する 支援	社会参加・余暇 活動に関する 支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
ハートランド	0	25	28	2	8	205	1,073
サンフレンド	41	14	159	0	21	55	988
本庄プラザ	78	174	131	87	38	101	2,474
ふれあい総合相談支援センター	161	118	86	10	37	65	2,627
合計	280	331	404	99	104	426	7,162

一般相談支援事業について

4 特色及び傾向

ハートランド

- ・親の高齢化等に伴い、在宅生活が困難になったため入所を希望され、サービスの利用支援が必要になった新規の一般相談のケースが増えた。(親の高齢化)
- ・補装具(車いす・電動車いす)の購入や修理について、本人や家 族の代わりに書類上の代行手続きや調整などを行った既存の一般 相談のケースが年々増えている。
- ・在宅の既存利用者が、障がい特性や高齢化に伴い、病院で治療が 必要となり、退院後の在宅生活について、マネジメントが必要と なったケースがあった。(介護と医療の連携)
- ・重心の子を持つ知的障がいの母からの相談で、対人関係で情緒不 安定となり傾聴を行ったケースがあった。 (家族の支援)

サンフレンド

- ・入所施設やグループホーム利用の相談が多くあった。
- ・就労継続支援A型、B型、生活介護などサービス種別を問わず、保護者の送迎が困難で、送迎サービスのある事業所を希望する方がいる。そのため、送迎ができない事業所から、送迎ができる事業所へ移るケースもあった。(障害者施設で送迎を行っている事業所は多くない。)
- ・事業所の人材不足により、サービス利用につながらないという相談 が多くあった。

本庄プラザ

- ・1人暮らしの女性から月に数十回「何者かが話しかけてくる」と相談が入る。過去、病状悪化で強制入院になったことがある人だけに情緒安定を図る目的で相談を受け付けているところである。
- ・ 障がい者虐待や医療観察制度で行政や司法関係者と深く関わる機会を得た。
- ・季節によって体調変化が現れる人がいる。昨夏は緊急入院する人 や活動的になる人が目立ち対応に苦慮した。
- ・包括から相談のあったケースで、80代の母親と二人暮らしの50 代の精神障がいの方がいる。これまでは福祉サービスの利用もな く地域で生活してきた方である。同様の家族構成のケースが他に も何件かある。高齢者福祉の機関と連携することが増えてきてお り、今後も重要になっていくと考えている。

ふれあい総合相談支援センター

- ・ごみ屋敷、親子とも障がいがある世帯への支援。
- ・虐待や配偶者から暴力を受けて県外から避難してくる親子、また精 神疾患の母と発達障がいの子に対して、市関係部署と連携し支援。
- ・発達障がい、不登校、家庭や学校で暴れ一時保護されている児童が、 家庭と学校へ復帰するため、放課後等デイサービスの利用時間や受 け入れ方等を工夫し、学校等と連携し支援。
- ・50歳から70歳代で一人暮らしの知的障がいや、精神疾患の方(介護保険非該当含む)の支援。
- ・地域移行・地域定着で相談支援事業所や病院、保健所、市等と連携し、退院・生活訓練に繋げる支援。
- ・市の市民安全課、こども政策課、一般企業、他事業所、精神病院等、 さまざまな関係機関からの相談。
- ・グループホームや入所施設への入居、入所の支援。